議案第１３号

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立福祉園条例（平成９年板橋区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項に次の１号を加える。

⑹　法第５条第８項に規定する短期入所を行うこと（以下「短期入所事業」という。）。

第４条第１項第２号中「前条第１項第２号に規定する」を削り、同項第３号中「前条第１項第３号に規定する」を削り、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号の次に次の１号を加える。

⑹　短期入所事業を行う園にあっては、法第２９条第１項に規定する介護給付費の支給に係る者

第５条の２第１項第２号中「第３条の２第１項第２号又は第３号」を「第３条の２第１項第２号、第３号又は第６号」に改める。

第６条ただし書を次のように改める。

ただし、短期入所事業及び第８条の保護については、次に掲げる日においても行うものとする。

第６条に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第７条ただし書を次のように改める。

ただし、短期入所事業及び次条の保護については、利用時間以外の時間においても行うものとする。

第７条に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第８条第３項を削る。

第９条第２号中「第６条ただし書」を「第６条第２項」に改め、同条第３号中「第７条ただし書」を「第７条第２項」に改める。

第１０条第３項第３号中「事業」の次に「又は第８条の保護」を加える。

付　則

１　この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、第４条第１項第２号及び第３号並びに第１０条第３項第３号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

福祉園の行う事業に短期入所事業を加え、当該事業を利用することができる者等を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。